

一関市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答		
1	全般	他の補助金との併用は可能か。	本補助金と関連する補助金制度において、併用可能となる主な補助金は、補助対象経費が重複しないことを前提として、以下のとおりとなります。		
			補助制度	補助制度	併用可否
			国土交通省	子育てエコホーム支援事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
			環境省	先進的窓リノベ2024事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
			経済産業省	給湯省エネ 2024 事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
			岩手県	いわて木づかい住宅普及促進事業	○
			岩手県	住みたい岩手の家づくり促進事業	△ (本補助金において、「第三者機関による評価に要する経費」を補助対象とする場合は併用不可)
			一関市	木造住宅耐震改修工事助成事業	△ (本補助金において、「構造補強工事」を補助対象とする場合は併用不可)
			上記に掲載されていない補助金の併用については、個別にご相談ください。		

一関市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
2	要綱第2 (用語の定義)	「住宅」の定義として「一関市内に存する一戸建ての住宅をいう。」とあるが、住宅以外の部分は補助対象になるか。	住宅以外の部分（店舗等：店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設）は、補助対象となりません。
3	要綱第3 (補助対象事業及び補助額)	買取再販業者が行うリフォームは、補助対象になるか。	買取再販業者が別の施工業者にリフォーム工事を発注する場合は、補助対象となります。買取再販業者が自らリフォーム工事を行う場合（工事請負契約が無い場合）は、補助対象となりません。
4		既存住宅が既に省エネ基準を満たしており、ZEH水準への省エネ改修を行う場合は、補助対象になるか。	補助対象となります。
5		空き家は補助対象となるか。	補助対象となります。
6		建材・設備のリースは補助対象となるか。	補助対象となりません。
7		「1 住宅の省エネ診断」を申請しないと、「2 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修」の補助を受けられないか。	「（2）計画の策定及び省エネ改修」のみでの申請も可能です。
8		「2 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修」において、「省エネ改修」を実施せず、「計画の策定（調査、設計、計画策定、第三者機関評価等）」のみを実施することは可能か。	可能です。
9		増築は補助対象となるか。	改修と判断できない工事は、補助対象外となります。
10		「1 住宅の省エネ診断」を実施した結果、省エネ性能を満たすことが判明した場合、これに要した経費は補助対象となるか。	補助対象となります。

一関市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
11		「1 住宅の省エネ診断」及び「2 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修」の区分における経費として、「第三者機関による評価に要する経費」とあるが、第三者機関とはどこか。	BELS 登録機関、登録住宅性能評価機関等となります。
12		「2 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修」について、「(3) 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること」という要件があるが、これは「モデル工事費」又は「実際の事業費」のどちらに基づき算出すべきか。	補助額を算出する際の根拠となる方に基づき、算出してください。
13		「2 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修」について、「建替え」は対象となるか。	補助対象となりません。